



内閣府

消費者問題研究会へ資料配布

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成 29 年 4 月 13 日
内閣府消費者委員会事務局

平成 27 年 9 月 15 日付特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた品目について、昨日付で消費者委員会委員長より答申を行った。

1. 次の品目は、新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
 - ・黒豆茶<缶>
2. 上記品目については、平成 29 年 4 月 12 日付で消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

別添資料：答申書

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：錦織・中島・木間・松下

電 話：03-3581-9380

F A X：03-3581-9476